平成25年度

決算概要(ダイジェスト版)



新発田市

平成25年度決算概要

一般会計

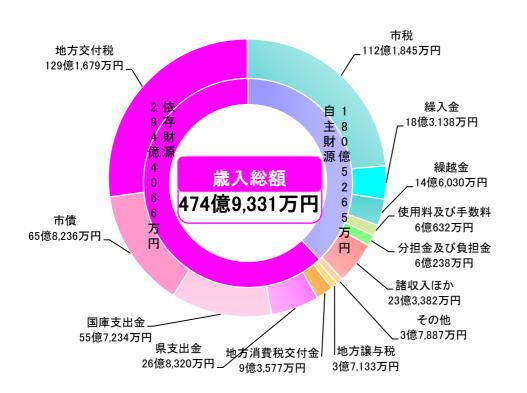
歳入総額 474億9, 331万円(前年度比 6.2%増) 歳出総額 461億4, 413万円(前年度比 6.6%増)

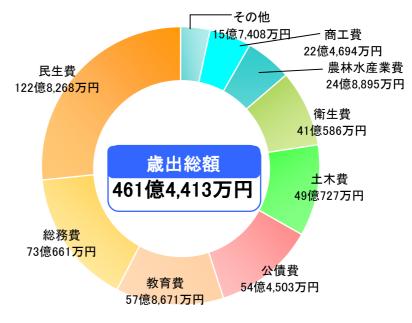


平成25年度は、年次的に進めてきた小・中学校の建て替えや耐震化事業の進捗により教育費が増加したこと、また、し尿等下水道投入施設の建設により衛生費が増加したことなどにより、歳入で前年度比6.2%の増、歳出では6.6%の増となりました。

厳しい財政状況にあっても、主要な財政指標は良い水準を保っています。

新発田市の平成25年度の決算状況は、財政の健全化判断比率において、実質公債費比率が前年度と比べ0.5ポイント低下(向上)し、将来負担比率は0.2ポイント上昇(悪化)しましたが、いずれの指標も基準内であり、財政の警戒ラインを大きく下回っています。





特別会計

歳出総額 255億9.445万円(対前年度比3.5%増)

〇特別会計とは、市が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するために、一般会計とは 別に経理する会計のことです。

土地取得事業

1億8. 186万円(59. 1%)



街路事業などの用地の 先行取得にかかった経 費

後期高齢者医療

8億9.916万円(0.5%)



高齢者の医療の確保の 法律に基づく医療サー ビスなどにかかった経費

宅地造成事業

2. 109万円(1462. 5%)



宅地として整備した用 地の売却費及び維持 管理経費

国民健康保険事業(事業勘定)

101億5, 393万円(△0, 3%)



国民健康保険法に基づく医療サービスなど にかかった経費

簡易水道事業

8.017万円(2.3%)



上水道未普及地域の簡 易水道施設の維持管理 経費

西部工業団地造成事業

1億4,694万円(0.1%)



佐々木地区に工業団地 として整備した用地の売 却費及び維持管理経費

国民健康保険事業(施設勘定)

6. 221万円(△0. 8%)



国保紫雲寺診療所の 運営経費

農業集落排水事業

10億7, 658万円(51. 2%)



農業集落排水施設の 維持管理経費及び施 設整備経費

コミュニティバス事業

8. 115万円(△2. 0%)



コミュニティバス運行及 び市街地循環バス運行 経費

介護保険事業

82億6, 603万円(3.9%)



介護予防サービスや福祉用具購入費助成事業にかかった経費

下水道事業

46億1.691万円(3.3%)



公共下水道施設の維 持管理経費及び施設 整備経費

藤塚浜財産区

842万円(△31.4%)



藤塚浜財産区所有地 の維持管理経費

※()内の数値は、対前年度比

水道事業会計

支出総額 29億5, 706万円(対前年度比1.0%減)

〇水道事業会計とは、上水道の施設維持管理経費及び施設整備経費の収支を扱う会計です。

一般会計歳出市民一人当たり

一般会計の支出額を市民一人当たりに換算すると、**45万5,726円**になります。 平成24年度は42万5,275円でした。()内の数字が平成24年度の支出額です。



民生費



子どもやお年寄り、障がい のある人など福祉のために 使われるお金

121, 306円 (112, 952円)^{+7.4%}



総務費



行政経営や市税の賦課・ 徴収、広報の発行に使わ れるお金

72, 161円 (84, 012円)^{-14.1%}



教育費



小·中学校、幼稚園、体育施設や教育の振興に使われるお金

57, 150円 (42, 253円) +35.3%

公債費



借入金返済のために使われるお金

53, 776円 (51, 530円) +4.4%

土木費



道路、街路、公園の整備など住環境を整備するために使われるお金

48, 465円 (44, 078円) +10.0%

衛生費



健康診断などの市民の健康推進、ごみの収集、リサイクルのために使われるお

40, 550円 (32, 079円) ±26.4%

農林水産業費



農業や林業、水産業の振興のために使われるお金

24,581円 (19,691円)+24.8%

商工費



商工業や観光の振興のために使われるお金

22, 191円 (23, 757円)-6.6%

注1:人口は平成25年度末の住民基本台帳人口101,254人(平成24年度末101,767人)によります。

注2:矢印の上下は、前年度の決算額に対する増減をイメージしたものです。

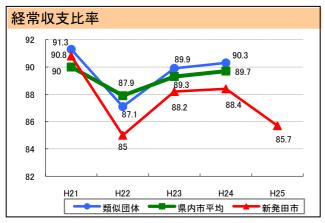
財政指標

財政の健全性を判断する比率は、いずれも基準内に収まっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、4つの 健全化判断比率と、公営企業の資金不足比率を議会に報 告し、公表することを義務付けています。

前年度と比べて、実質公債費比率は0.5ポイント低下(向上)し、将来負担比率は0.2ポイント上昇(悪化)しましたが、いずれの比率も基準内で、早期健全化比率及び財政再生基準を大きく下回り、良好な状況にあるといえます。





健全化判断比率等 当市の 早期健全 財政再生 比率の内容 比率 比 率 化比率 基準 一般会計等を対象とした実質赤字 20.0% の標準財政規模に対する比率 実質赤字比率 12.00% (-)全会計を対象とした、実質赤字の |連結実質赤字 30.0% 標準財政規模に対する比率 17.00% (-)比率 一般会計等が負担する元利償還 10.8% 実質公債費比率 35.0% 金及び準元利償還金の標準財政 25.0% (11.3%)規模に対する比率 一般会計等が将来負担すべき実 61.0% 将来負担比率 質的な負債の標準財政規模に対 350.0% (60.8%)する比率 経営健全化基準 公営企業会計ごとの資金の不足額 資金不足比率 (-)20.0% の事業規模に対する比率

・()内の数値は、平成24年度数値・「一」は赤字または資本不足がないことを表しています

